

倫理委員会規約

第1条（目的）

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構倫理委員会（以下、「委員会」という）は、当法人の内外から寄せられる倫理問題に適切に対応するために各種倫理問題についての検討、懲戒処分の検討、啓発活動などにかかわる事業を行うことを目的とする。

第2条（委員）

1. 委員会は若干名の委員をもって構成する。
2. 委員の任命は、理事会の承認を経て、代表理事が行う。
3. 委員の任期は2年とする。再任は3期（6年）まで妨げない。
4. 委員会の委員長の選出は、委員の互選による。ただし、再任は3期（6年）まで妨げない。
5. 委員長は理事として理事会および社員総会に出席する。

第3条（事業）

1. 臨床発達心理士認定運営機構の内外から寄せられる倫理問題に関する事項について委員長が必要とする場合、又は委員の3分の2以上の発議があった場合、委員会を開催することができる。
2. 委員会は、検討結果を理事会に報告するとともに、必要に応じて理事会および社員総会に意見具申等を行うことができる。
3. 臨床発達心理士のかかわる倫理問題については、関連する他の職能団体等と連携を図る。
4. 委員会は、臨床発達心理士認定運営機構有資格者支援特別委員会（以下、「特別委員会」）と協力し、相談窓口を設け、相談時には委員会より1名、特別委員会より1名相談対応者を選任する

第4条（懲戒処分の審査）

1. 委員会は、役員、社員、職員および臨床発達心理士に不適切な行為があった場合は、倫理・懲戒規定に基づき、懲戒処分の審査を行う。
2. 懲戒処分の審査の結果を、理事会および社員総会に報告する。
3. 懲戒処分の審査方法および処分の決定方法等の手続に関しては、別途、細則に定める。

第5条（啓発・広報活動）

委員会は、臨床発達心理士の倫理向上に向け、特別委員会と協力して以下の事業を行う。

1. 各種研修会の実施
2. 倫理啓発のためのパンフレットの作成

3. その他の啓発・広報活動

第6条（委員の責務）

委員は、在任中に知り得た情報に関して守秘義務を負う。守秘義務は、委員を退いた後も同様とする。

第7条（本規約の変更）

この規約の変更は、委員会の決議を経て、理事会の承認を得るものとする。

施行期日

2010年6月13日より施行する。

改定

2010年12月12日 一部改定

2017年6月18日 一部改定

2019年12月15日 一部改定

2024年12月15日 一部改定

日付記載